

健康保険証をお使いの皆さまへ

「マイナンバーカード」を 健康保険証としてぜひお使いください！



① データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され(※)、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

② 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。

(※なお、新しい保険者への加入手続きは必要です。)

③ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

! マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
写真証明機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
- ② セブン銀行ATMから行う
- ③ 医療機関・薬局の受付で行う



マイナンバーカードは窓口での受け取りが必要です！

通知のはがきが届きましたら必要書類を持参して、対象の窓口へお越しください。
はがきを紛失している場合も受け取ることはできますので、ご相談ください。

お問い合わせ先 (対象の窓口)

肝付町役場本庁窓口	住民課	☎ 0994(65)8411
内之浦総合支所窓口	町民生活課	☎ 0994(67)4515
岸良出張所		☎ 0994(68)2001

